

IV-1-3-1. 被害児童へ家族状況についての説明内容（複数回答）

IV-1-3で、「支援計画に基づく時期」、「家族の状況に変化がみられた時期」と回答した160児童相談所のうち、被害児童への家族状況（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）についての説明内容は、「非加害保護者の状況」が149児童相談所（93.1%）と多く、次いで「きょうだいの状況」が132児童相談所（82.5%）、「虐待者の状況」が108児童相談所（67.5%）となっている。また、「その他」が20児童相談所（12.5%）となっており、具体的な内容は、「被害児童が知りたい内容」、「支援計画にある内容」、「親族や家族の状況（変化）」等となっている。

表35 家族状況に関する説明内容（複数回答）

	件数	%
非加害保護者の状況	149	93.1
虐待者の状況	108	67.5
きょうだいの状況	132	82.5
その他	20	12.5
無回答	0	0.0
回答母数	160	100.0

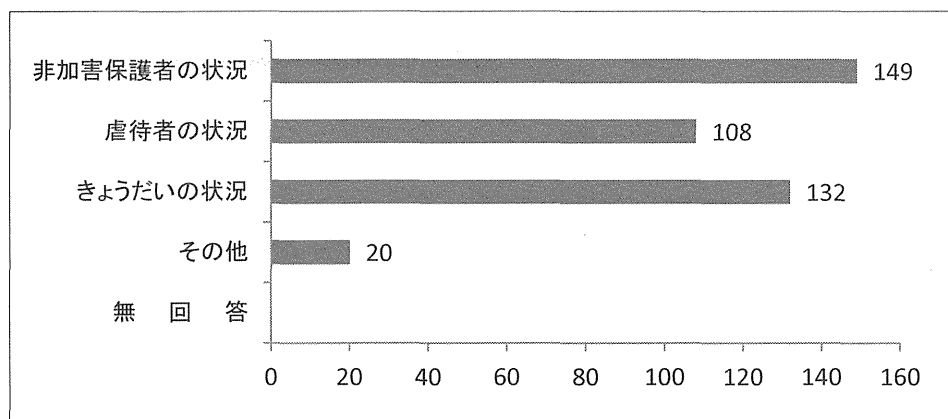


図33 家族状況に関する説明内容（複数回答）

IV-1-3-2. 被害児童への家族状況についての説明が困難な状況

IV-1-3で「支援計画に基づく時期」、「家族の状況に変化がみられた時期」と回答した160児童相談所のうち、被害児童への家族状況（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）についての説明が困難な状況は、「被害児童が家族を拒否している」が98児童相談所（61.3%）と最も多く、次いで「家族が被害児童を拒否している」が74児童相談所（46.3%）、「虐待者が家族と同居している」が57児童相談所（35.6%）となっている。また、「その他」が11児童相談所（6.9%）となっており、具体的な内容は、「被害児童の情緒が不安定」、「被害児童への心理的影響」、「児童の年齢が幼い」等児童の状態や状況によるものとなっていた。

表36 家族状況の説明が困難な状況（複数回答）

	件数	%
家族が被害児童を拒否している	74	46.3
虐待者が家族と同居している	57	35.6
被害児童が家族を拒否している	98	61.3
その他	11	6.9
無回答	1	0.6
回答母数	160	100.0

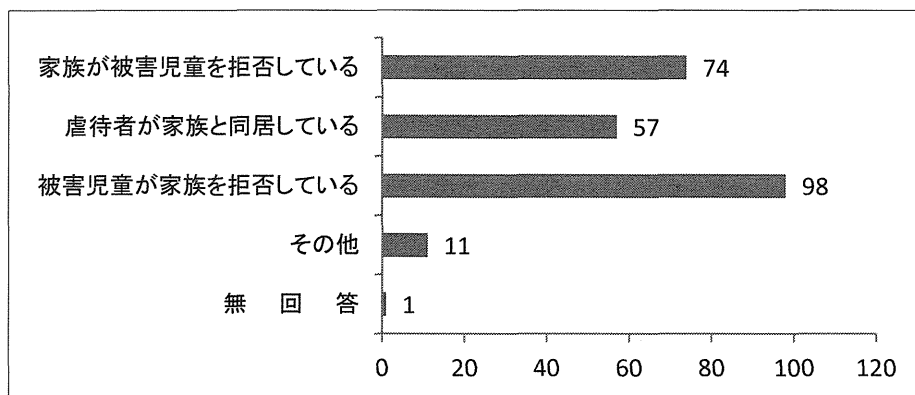


図34 家族状況の説明が困難な状況（複数回答）

#### IV-1-4. 被害児童と非加害保護者との面会を可能とする条件

入所した被害児童の非加害保護者への家庭引取りを目指す場合、非加害保護者との面会を可能とする条件は、「非加害保護者が性的虐待の事実を認めている」が、144 児童相談所（83.2%）と最も多くなっており、次いで「非加害保護者が性的虐待について、被害児童のせいではないと認識している」が 135 児童相談所（78.0%）、「非加害保護者が性的虐待の被害児童の心身への影響を理解している」が 126 児童相談（72.8%）、「施設と児童相談所で被害児童と非加害保護者の面会の必要性が共有されている」が 124 児童相談所（71.7%）となっている。また、「その他」が 12 児童相談所（6.9%）となっており、具体的な内容は、「施設入所に同意した」、「非加害保護者の心身、生活の安定」、「指導を受け入れている」、「被害児童の立場に立って考えられる」、「被害児童が望んでいる、拒否していない」、「子どもを守る姿勢がとれている」「子どもの安全が確保できる」等であった。

表37 被害児童と非加害保護者の面会を可能とする条件（複数回答）

	件数	%
非加害保護者が性的虐待の事実を認めている	144	83.2
非加害保護者が被害児童のせいではないと認識している	135	78.0
非加害保護者が性的虐待による児童への心身の影響を理解している	126	72.8
非加害保護者がなぜ被害児童を守れなかったかを考えている	87	50.3
非加害保護者が虐待者との関係を絶っている	105	60.7
被害児童・非加害保護者の面会の必要性が共有されている	124	71.7
その他	12	6.9
無回答	12	6.9
回答母数	173	100.0

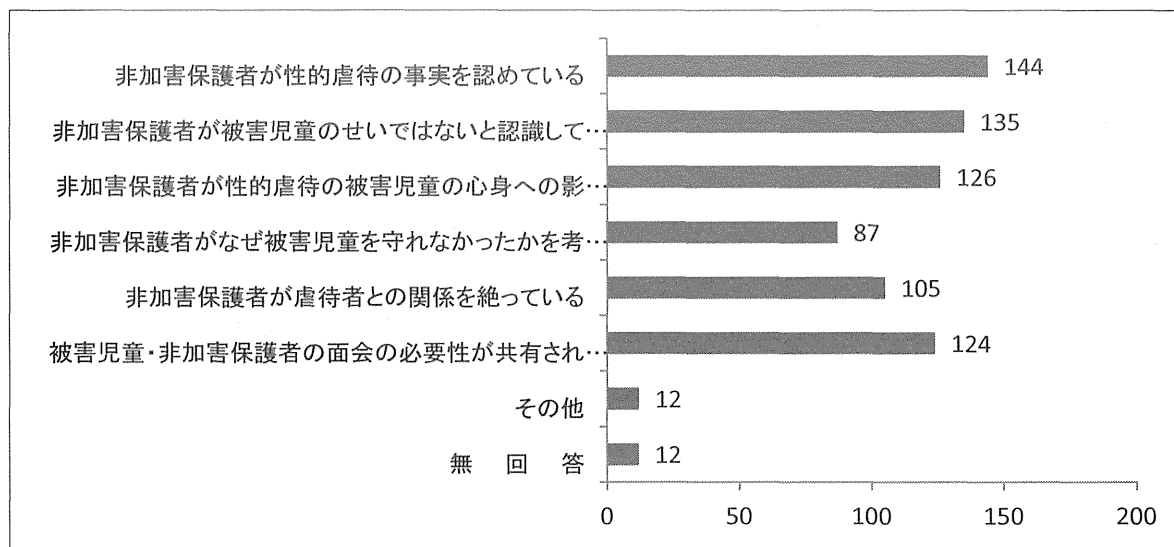


図35 被害児童と非加害保護者の面会を可能とする条件（複数回答）

#### IV-2 被害児童や非加害保護者を中心とした家族に対する在宅支援

##### IV-2-1 在宅支援における非加害保護者や家族への初期対応支援者

在宅支援における非加害保護者、きょうだい、拡大家族等への初期対応支援担当者は、「児童福祉司」が170児童相談所（98.3%）と最も多く、次いで「児童心理司」が62児童相談所（35.8%）、「その他」が23児童相談所（13.3%）となっている。「その他」の内訳で、「保健師」が7児童相談所と多くなっている。

表38 非加害保護者・家族等への初期対応支援担当者（複数回答）

	件数	%
児童福祉司	170	98.3
児童心理司	62	35.8
その他	23	13.3
無回答	2	1.2
回答母数	173	100.0

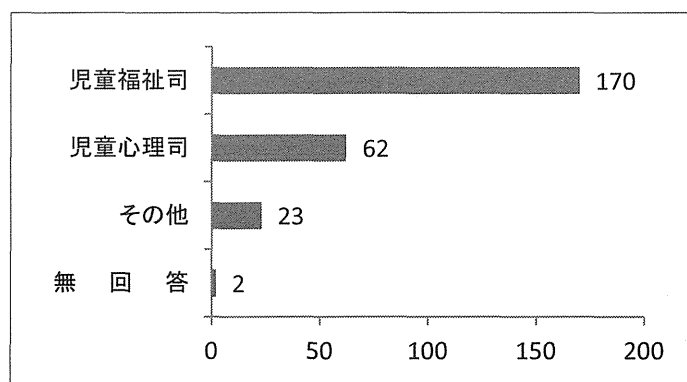


図36 非加害保護者・家族等への初期対応支援担当者（複数回答）

#### IV-2-2. 在宅支援における被害児童への初期対応支援担当者

在宅支援における被害児童への初期対応支援担当者は、「児童心理司」が152 児童相談所（87.9%）、「児童福祉司」が130 児童相談所（75.1%）、「その他」が31 児童相談所（17.9%）となっている。「その他」の内訳で、「保健師」が10 児童相談所と多くっており、「医師（児童精神科医）」が3 児童相談所となっている。

表39 在宅支援における被害児童への初期対応支援者（複数回答）

	件数	%
児童福祉司	130	75.1
児童心理司	152	87.9
その他	31	17.9
無回答	2	1.2
回答母数	173	100.0

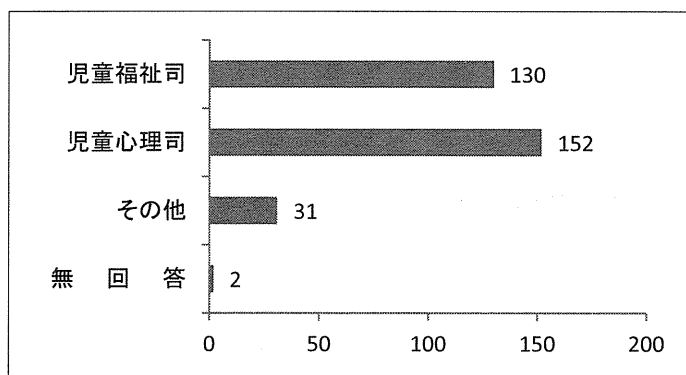


図37 在宅支援における被害児童への初期対応支援者（複数回答）

#### IV-2-3. 家庭引取り後の支援

##### IV-2-3-1. 家庭引取り（一時保護解除・施設退所）時の保護者等との文書確認の実施状況

被害児童の一時保護解除もしくは施設からの家庭引取りの際の、非加害保護者等との文書による確認（再被害防止への取り組みの確認等）については、「行っている」が51 児童相談所（29.5%）、「文書による確認は行っていないが、口頭で確認している」が99 児童相談所（57.2%）と、口頭での確認が多い。

表40 家庭引取り時の保護者との文書での確認状況

	件数	%
文書で確認している	51	29.5
文書での確認は行っていないが口頭で確認	99	57.2
その他	16	9.2
無回答	7	4.0
合計	173	100.0

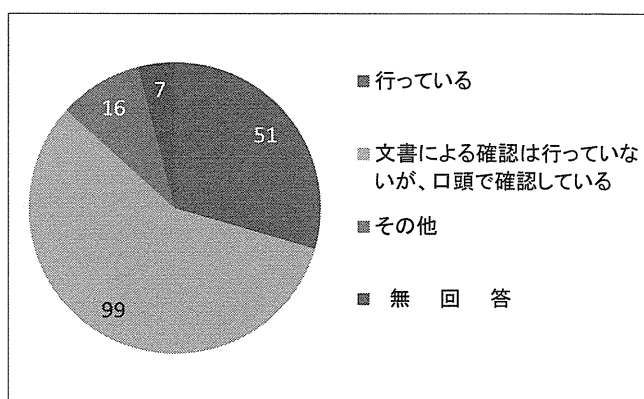


図38 家庭引取り時の保護者との文書での確認状況

#### IV-2-3-2. 支援担当者

##### ①. 非加害保護者、きょうだい、拡大家族等への家庭引取り後の支援担当

被害児童の一時保護解除もしくは施設からの家庭引取りの後の、家族（非加害保護者、きょうだい、拡大家族等）への主な支援者は、「児童福祉司」が166 児童相談所（96.0%）が最も多く、次いで「児童心理司」が63 児童相談所（36.4%）、「市町村児童家庭相談担当者」が48 児童相談所（27.7%）となっている。また、「その他」が16 児童相談所（9.2%）となっているが、その内訳は「保健師」が4 児童相談所となっている。

表41 家庭引取り後の家族への支援担当者（複数回答）

	件数	%
児童福祉司	166	96.0
児童心理司	63	36.4
市町村児童家庭相談担当者	48	27.7
その他	16	9.2
無回答	6	3.5
回答母数	173	100.0

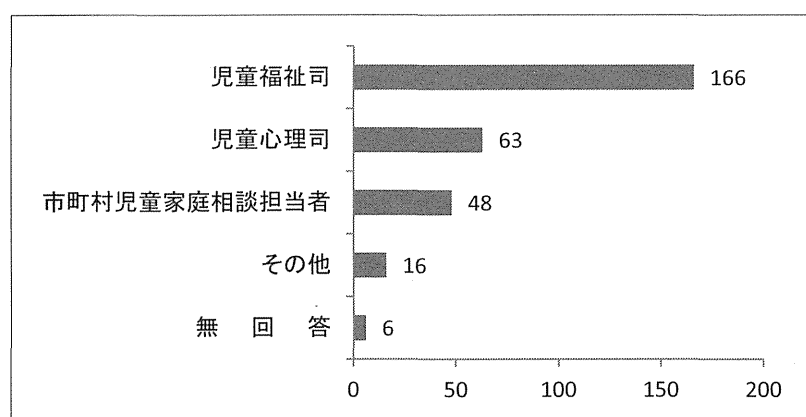


図39 家庭引取り後の家族への支援担当者（複数回答）

##### ②. 被害児童への家庭引取り後の支援担当

被害児童の一時保護解除もしくは施設からの家庭引取りの後、被害児童の主な支援者は、「児童心理司」が154 児童相談所（89.0%）と最も多く、次いで「児童福祉司」が128 児童相談所（74.0%）、「学校教員」が61 児童相談所（35.3%）となっている。また、「その他」は17 児童相談所（9.8%）となっているが、内訳で、「保健師」が6 児童相談所、「医師（児童精神科医）」が3 児童相談所となっている。児童相談所職員以外では「学校教員」が35.3%と市町村児童福祉担当者より多く、このことは支援を目的とした学校との機関連携の必要性を示している。

表42 家庭引取り後の被害児童への主な支援者（複数回答）

	件数	%
児童福祉司	128	74.0
児童心理司	154	89.0
市町村児童家庭相談担当者	31	17.9
学校教員（養護教諭など）	61	35.3
その他	17	9.8
無回答	6	3.5
回答母数	173	100.0

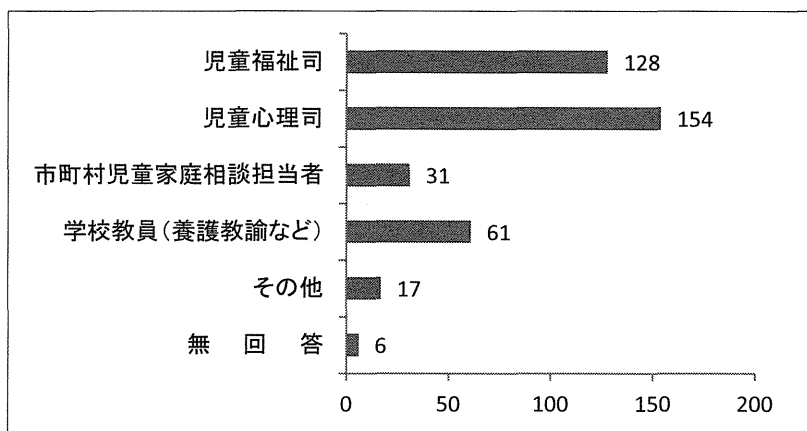


図40 家庭引取り後の被害児童への主な支援者（複数回答）

IV-2-3-3. 家庭引取り後の通常の支援期間

家庭引取り後の通常の支援期間は、「6ヶ月～1年未満」が87児童相談所（50.3%）と最も多く、次いで「1年～2年未満」が42児童相談所（24.3%）、「2年以上」が24児童相談所（13.9%）となっている。

表43 家庭引取り後の通常の支援期間

	件数	%
6ヶ月未満	9	5.2
6ヶ月～1年未満	87	50.3
1年～2年未満	42	24.3
2年以上	24	13.9
無回答	11	6.4
合計	173	100.0

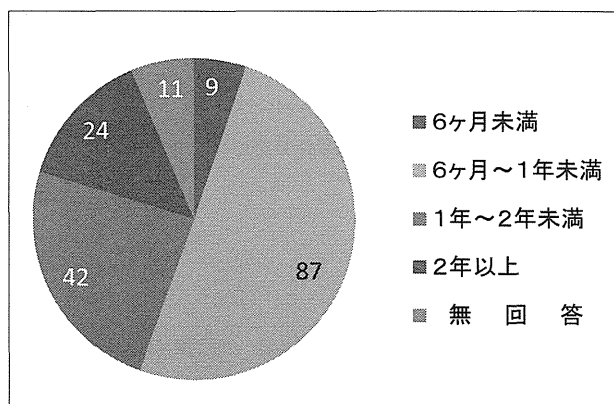


図41 家庭引取り後の通常の支援期間

#### IV-2-3-4. 家庭引取り後の支援内容（複数回答）

家庭引取り後の支援内容は、「非加害保護者やきょうだい、虐待者等の生活状況の見守り」が、149 児童相談所（86.1%）と最も多く、次いで「被害児童に対する心理的な回復支援」が 132 児童相談所（76.3%）、「非加害保護者に対し、今後起こりうる被害児童の行動上の問題や心身症状の理解支援」が 130 児童相談所（75.1%）、「非加害保護者に対する被害児童の心身の状態の理解支援」が 120 児童相談所（69.4%）となっている。また、「その他」が 9 児童相談所（5.2%）となっているが、具体的な内容は、「非加害保護者が加害保護者から DV を受けている場合は、DV 支援につなげる」、「被害児童の自身に対するボディイメージの回復と再被害防止を目的とした支援」「被害児童と非加害保護者との関係構築を支援」等であった。

表44 家庭引取り後の支援内容（複数回答）

	件数	%
非加害保護者やきょうだい、虐待者等の生活状況の見守り	149	86.1
バウンダリーのある養育環境を整える支援	64	37.0
被害児童に対する心理的な回復支援	132	76.3
生活の維持や安定などソーシャルワーク的支援	108	62.4
非加害保護者に対する被害児童の心身の状態の理解支援	120	69.4
非加害保護者への被害児童の今後の問題等への理解支援	130	75.1
非加害保護者への被害児童ときょうだいとの関係調整支援	70	40.5
非加害保護者への事態の整理等の心理的支援	83	48.0
その他	9	5.2
無回答	5	2.9
回答母数	173	100.0

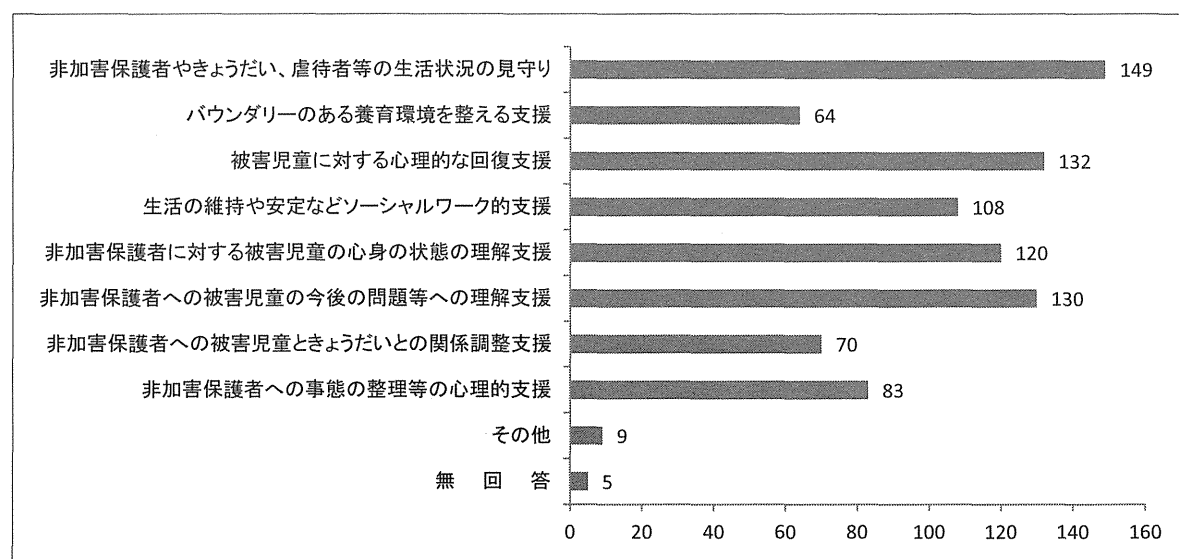


図42 家庭引取り後の支援内容（複数回答）

## V 性的虐待相談における DV 相談との関連について

V-1. 性的虐待相談対応において、DV が背景にある場合の対応について

V-1-1. DV が背景にある性的虐待事例の割合

「性的虐待相談対応において、DV を背景にもつ事例はどの程度ある印象を受けますか」について質問した。結果、「3～5割未満」と「3割未満」が、それぞれ49児童相談所（28.3%）と最も多く、次いで「5～7割未満」が37児童相談所（21.4%）となっており、7割以上との回答も13.3%見られた。

表45 DVが背景にある性的虐待事例の割合（印象）

	件数	%
7割以上	23	13.3
5～7割未満	37	21.4
3～5割未満	49	28.3
3割未満	49	28.3
なし	5	2.9
無回答	10	5.8
合計	173	100.0

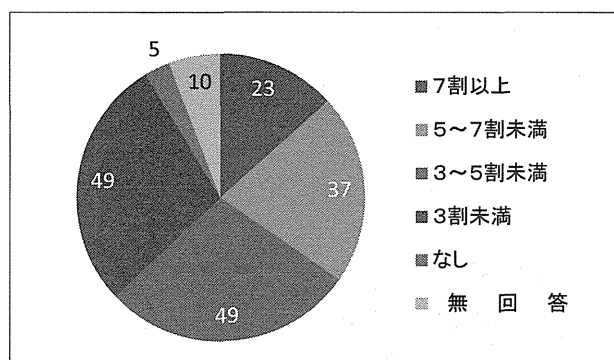


図43 DVが背景にある性的虐待事例の割合（印象）

V-1-2. 性的虐待相談対応における DV が背景にある事例のうち非加害保護者が虐待者でありかつ DV 加害者であるパートナーと離別に至った事例経験の有無

性的虐待相談対応における DV が背景にある事例のうち非加害保護者が虐待者でありかつ DV 加害者であるパートナーと離別に至った事例経験の有無は、「ある」が98児童相談所（56.8%）、「ない」が71事例（41.0%）となっている。

表46 子どもへの性的虐待者で、かつDV加害者と離別した事例経験の有無

	件数	%
ある	98	56.6
ない	71	41.0
無回答	4	2.3
合計	173	100.0

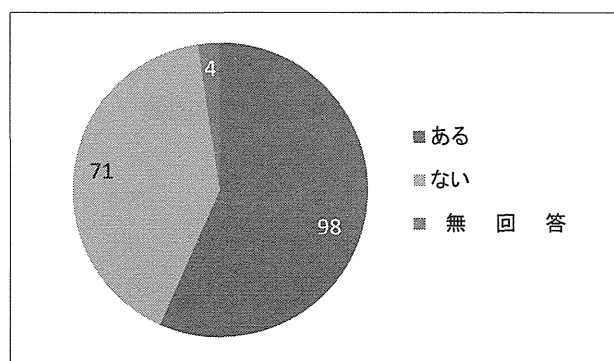


図44 子どもへの性的虐待者で、かつDV加害者と離別した事例経験の有無



V-1-2-1. 離別に至る事例と離別に至らない事例ではどちらが多いか

V-1-2で、非加害保護者が虐待者でありかつDV加害者であるパートナーと離別に至った事例経験が「ある」と回答した98児童相談所のうち、「離別に至らない事例が多い」が、47児童相談所(48.0%)となっており、「離別に至る事例が多い」が26児童相談所(26.5%)、「離別に至る事例と至らない事例は同程度である」が、21児童相談所(21.4%)となっており、離別に至る事例を一定経験している状況がうかがえる。

表47 離別に至る割合の多寡

	件数	%
離別に至る事例が多い	26	26.5
離別に至らない事例が多い	47	48.0
離別に至る事例と至らない事例は同程度である	21	21.4
無回答	4	4.1
合計	98	100.0

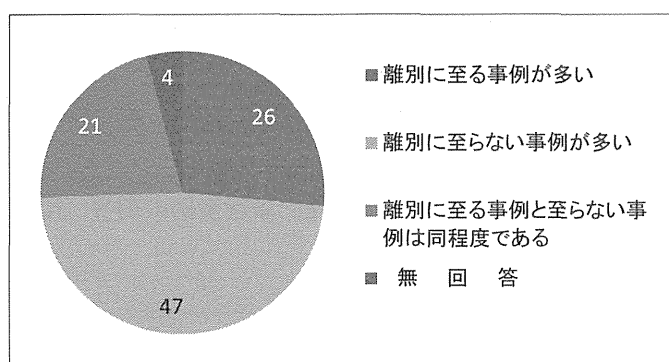


図45 離別に至る割合の多寡

V-1-3. DVが背景にある性的虐待相談事例への対応の困難さの有無

DVが背景にある性的虐待相談事例への対応の困難さの有無は、「ある」が147児童相談所(85.0%)と、大部分の児童相談所が、DVが背景にある性的虐待相談事例対応に困難さがあると回答している。

表48 DV背景の性的虐待相談対応の困難

	件数	%
困難あり	147	85.0
困難なし	16	9.2
無回答	10	5.8
合計	173	100.0

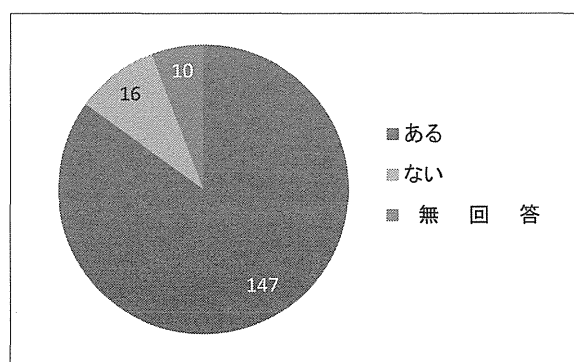


図46 DV背景の性的虐待相談対応の困難

V-1-3-1. DVが背景にある性的虐待相談事例で対応が困難な理由（複数回答）

V-1-3で、DVを背景に持つ事例への対応の困難さについて「ある」と回答した147児童相談所のうち、DVが背景にある性的虐待相談事例で対応が困難な理由は、「非加害保護者とパートナーとの関係解消」が、134児童相談所（91.2%）と最も多く、次いで「加害者の影響下における『非加害保護者の子どもを守る力』のアセスメント」が107児童相談所（72.8%）、「非加害保護者が『被害児童を守る行動を実行に移す』ことに時間がかかる」が106児童相談所（72.1%）となっている。また、「その他」が4児童相談所（2.7%）となっており、具体的な内容は、「DV加害者の影響が、親族にまで及んでいること」「非加害保護者の経済的な自立が困難」、「非加害保護者が精神疾患を有していることが多い」、「子どもの立場にたった動きが難しい」、「被害児童の状況が深刻」、「加害者と離別ケースは、支援期間が短く転出先へ引き継ぐことになる」となっている。

表49 DV背景の事例への対応困難な理由（複数回答）

	件数	%
非加害保護者を加害者と分離した接触・対応	95	64.6
加害者の影響下における「非加害保護者の子どもを守る力」のアセスメント	107	72.8
非加害保護者自身の気持ちの整理に時間がかかる	90	61.2
非加害保護者とパートナーとの関係解消	134	91.2
非加害保護者が「被害児童を守る行動を実行に移す」ことに時間がかかる	106	72.1
被害児童自身の気持ちの整理がなかなかつかない	46	31.3
被害児童と非加害保護者の関係の修復	52	35.4
その他	4	2.7
無回答	0	0.0
回答母数	147	100.0

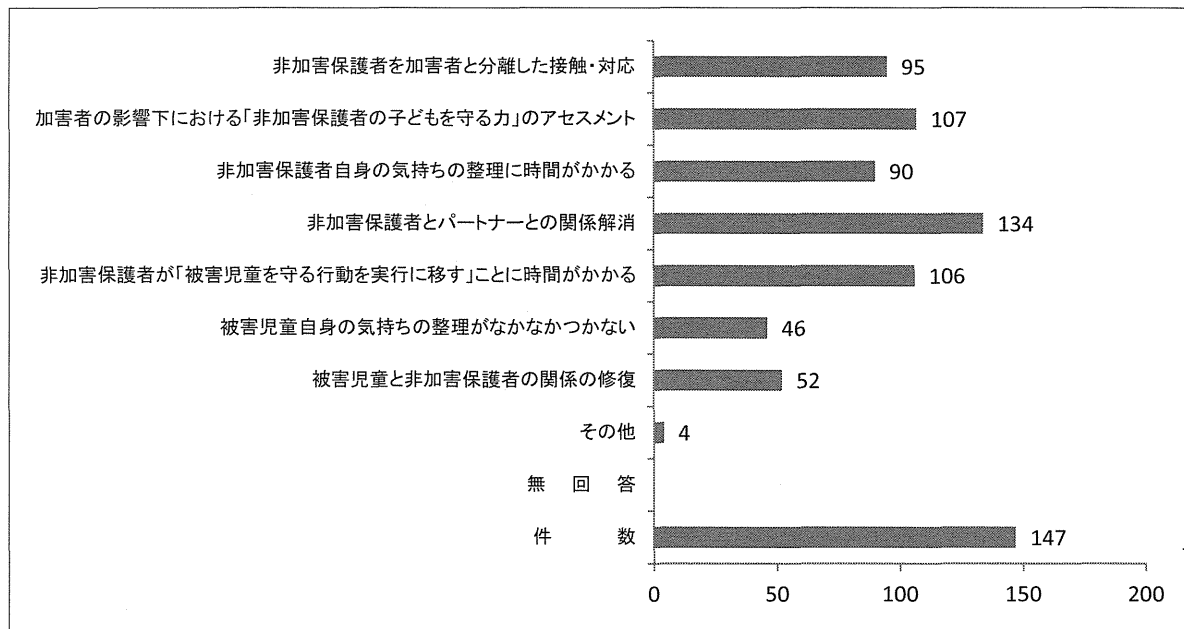


図47 DV背景の事例への対応困難な理由（複数回答）

#### V-1-4. DVが背景にある性的虐待相談事例の対応上の工夫の有無

DVが背景にある性的虐待相談事例の対応上の工夫の有無については、「ある」が51児童相談所(29.5%)、「ない」が111児童相談所(64.2%)となっている。対応上の工夫をしている具体的な内容(主だったもの)は、「DV相談機関の紹介」、「非加害保護者とDV加害者との分離面接」、「配偶者暴力等相談支援センター、警察、市町村等関係機関との連携」、「母子での一時保護」、「児童の安全確保」、「非加害者のみの複数回面接」、「同性職員による対応」、「対応する職員にDV加害者のコントロール構造について説明する」、「DV被害保護者へのDVについての心理教育」、「非加害保護者のエンパワメント」、「関係機関への同行支援」等となっている。

表50 DV背景の事例への対応工夫の有無

	件数	%
ある	51	29.5
ない	111	64.2
無回答	11	6.4
合計	173	100.0

#### V-2 児童相談所とDVセンター(配偶者暴力相談支援センター)との連携状況について

##### V-2-1. 児童相談所とDVセンターとの併設状況

児童相談所とDVセンターとの併設状況は、「併設ではない」が131児童相談所(75.7%)と、4分の3の児童相談所がDVセンターと併設されていない。次いで、「婦人相談所機能をもつDVセンターと併設している」が20児童相談所(11.5%)、「婦人相談所機能をもたないDVセンターと併設している」が15児童相談所(8.7%)となっている。

表51 児童相談所とDVセンターの併設状況

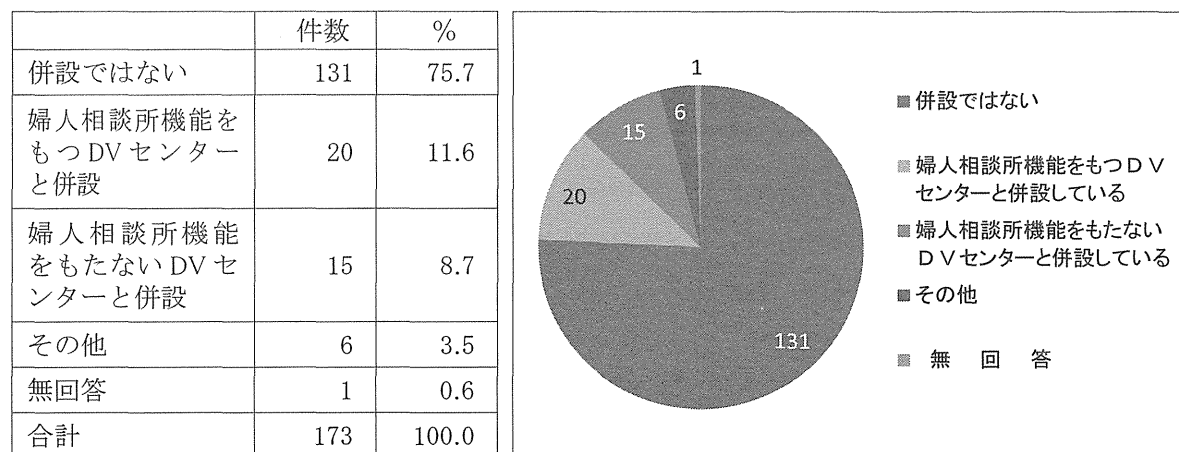


図48 児童相談所とDVセンターの併設状況

##### V-2-2. 非加害保護者がDV被害者である場合の非加害保護者への対応(複数回答)

非加害保護者がDV被害者(疑いを含む)である場合の非加害保護者への対応については、「DVが子どもに与える影響について説明」が151児童相談所(87.3%)と最も多く、次いで「DV相談機関の情報提供」が139児童相談所(80.3%)、「DVのあるパートナーとの離別方法や選択肢があることを説明」が134児童相談所(77.5%)など、情報提供を行っている状況がある。しかし、

「情報提供のための資料を用意 (23.1%)」や、「DV 相談機関への同行支援や DV 相談対応者との同席面接 (30.1%)」など、言葉での説明や情報提供のみではない、具体的な支援を行っている児童相談所は少ない。

表52 DV被害者でありかつ非加害保護者である場合の対応の実際

	件数	%
DV が子どもに与える影響について説明	151	87.3
DV が被害者に与える影響について説明	70	40.5
DV のあるパートナーとの離別方法や選択肢があることを説明	134	77.5
DV が被害者に与える影響や相談機関の情報提供の為の資料を用意	40	23.1
DV 相談機関の情報提供	139	80.3
DV 相談機関への同行支援や DV 相談対応者との同席面接	52	30.1
その他	2	1.2
無回答	3	1.7
合計	173	100.0

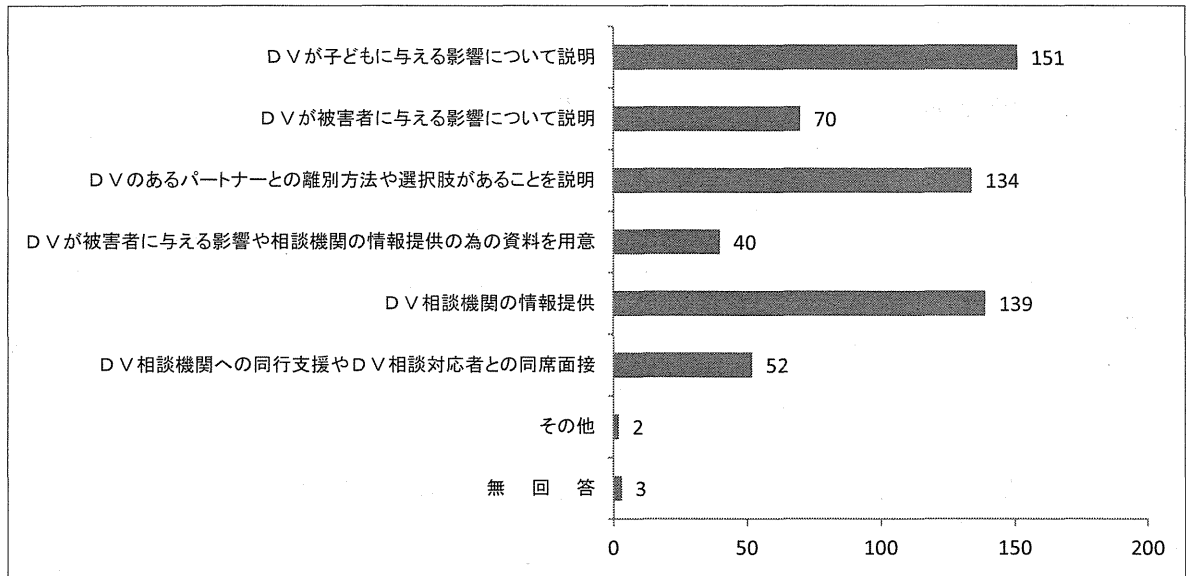


図49 DV被害者でありかつ非加害保護者である場合の対応の実際

### V-2-3. 面前 DV 通告対応における児童相談所の対応状況

性的虐待事例に限らず、DV を目撃することによる心理的虐待通告（面前 DV 通告）事案における児童相談所の対応状況を把握するために、対応状況に関する質問を行った。表 53～60 にその結果を示す。

- 1) 子どもの安全確認を「7割以上」行っているのは163児童相談所（94.2%）となっており、大部分の児童相談所は、面前 DV 通告における子どもの安全確認を実施している。
- 2) 子どもとの面接は、「7割以上」が67児童相談所（38.7%）と最も多く、次いで「5～7割未満」と「3割未満」がそれぞれ33児童相談所（19.1%）、「3～5割未満」が32児童相談所（18.5%）となっている。
- 3) DV 被害保護者との面接は、「7割以上」が125児童相談所（72.3%）と最も多く、次いで「5

～7割未満」が21児童相談所（12.1%）と「3～5割未満」が14児童相談所（8.1%）となっている。

- 4) DV加害保護者との面接は、「7割以上」が35児童相談所（20.2%）、「5～7割未満」と「3～5割未満」がそれぞれ45児童相談所（26.0%）、「3割未満」が42児童相談所（24.3%）となっている。
- 5) DV被害者である保護者へのDVセンターの紹介は、「7割以上」が60児童相談所（34.7%）、「5～7割未満」が25児童相談所（14.5%）、「3～5割未満」が39児童相談所（22.5%）、「3割未満」が40児童相談所（23.1%）となっている。
- 6) DV被害者である保護者とDVセンター職員との面接設定は、「3割未満」が138児童相談所（79.8%）と最も多く、次いで「3～5割未満」が18児童相談所（10.4%）、「5～7割未満」が6児童相談所（3.5%）となっている。
- 7) DVを目撃することによる心理的虐待通告（面前DV通告）における対応割合／DV被害者である保護者をDVセンターへ同行・同席面接は、「3割未満」が、150児童相談所（86.7%）となっており、大部分の児童相談所の面前DV通告におけるDVセンターへ同行・同席面接は、3割未満となっている。
- 8) 関係機関への調査は、「7割以上」が、137児童相談所（79.2%）となっており、大部分の児童相談所の面前DV通告における関係機関への調査は7割以上となっている。

表53 子どもの安全確認

	件数	%
7割以上	163	94.2
5～7割未満	1	0.6
3～5割未満	0	0.0
3割未満	4	2.3
無回答	5	2.9
合計	173	100.0

表54 子どもとの面接

	件数	%
7割以上	67	38.7
5～7割未満	33	19.1
3～5割未満	32	18.5
3割未満	33	19.1
無回答	8	4.6
合計	173	100.0

表55 DV被害保護者との面接

	件数	%
7割以上	125	72.3
5～7割未満	21	12.1
3～5割未満	14	8.1
3割未満	8	4.6
無回答	5	2.9
合計	173	100.0

表56 DV加害保護者との面接

	件数	%
7割以上	35	20.2
5～7割未満	45	26.0
3～5割未満	45	26.0
3割未満	42	24.3
無回答	6	3.5
合計	173	100.0

表57 DV被害保護者へのDVセンターの紹介

	件数	%
7割以上	60	34.7
5～7割未満	25	14.5
3～5割未満	39	22.5
3割未満	40	23.1
無回答	9	5.2
合計	173	100.0

表58 DV被害保護者とDVセンター職員の面接設定

	件数	%
7割以上	1	0.6
5～7割未満	6	3.5
3～5割未満	18	10.4
3割未満	138	79.8
無回答	10	5.8
合計	173	100.0

表59 DVセンターへの同行・同席面接

	件数	%
7割以上	5	2.9
5～7割未満	2	1.2
3～5割未満	7	4.0
3割未満	150	86.7
無回答	9	5.2
合計	173	100.0

表60 関係機関への調査

	件数	%
7割以上	137	79.2
5～7割未満	12	6.9
3～5割未満	5	2.9
3割未満	9	5.2
無回答	10	5.8
合計	173	100.0

#### V-2-4. DVセンターから児童相談所への通告ルール

DVセンターが相談を受けたDV被害者に子どもがいる場合の児童相談所への通告についてのDVセンターと児童相談所間のルールについては、「事例の状況に応じて通告されている」が107児童相談所(61.8%)が最も多く、次いで「ルールがない」が、51児童相談所(29.5%)となっており、「全事例について通告することになっている」と「一時保護となった事例はすべて通告することになっている」がそれぞれ5児童相談所(2.9%)と、ほとんどルール化されていない。

表61 DVセンターから児童相談所への通告ルール

	件数	%
全事例について通告することになっている	5	2.9
事例の状況に応じて通告されている	107	61.8
一時保護となった事例はすべて通告することになっている	5	2.9
ルールがない	51	29.5
その他	4	2.3
無回答	1	0.6
合計	173	100.0

## D. 考 察

「性的虐待対応における『子どもの安全に焦点をあてた』家族支援のあり方」を検討するため、今回の調査から、性的虐待及び家庭内性的暴力被害の状況、児童相談所での初期対応や継続的支援の状況、非加害保護者支援にもつなげる配偶者暴力相談支援の状況などの現状と課題を把握し、ガイドライン作成に関する基本的事項の整理を行う。

### 1. 性的虐待相談への全体的な対応状況

#### (1) 虐待対応の統計から

平成25年度児童相談所における児童虐待相談対応件数は、73,802件(厚生労働省福祉行政報告例)であるが、このうち性的虐待は1,582件と全虐待対応件数の2.1%で、平均すると1児童相談所あたり7件となる。都道府県別では、1年間に100件近く、またそれ以上の件数になっているところ(大都市圏)もあるが、一けたの県も少なくない。地域差はあるが、いずれにしても、他の虐待に比べて1年間に経験するケースが非常に少ない状況にある。

一方、本調査(回答173児童相談所)において、家庭内性暴力被害対応件数は539件であり、こ

れは 207 児童相談所における性的虐待 1582 件の約 3 分の 1 に匹敵する。そのうち、27.6%がきょうだいによるもの（149 件）であった。このきょうだい間の性暴力への対応件数は、回答した児童相談所全体の 3 分の 1 強が 0 件、3 分の 1 強が 5 件以内、6 件以上は 4 児童相談所となっており、地域差はあるが、対応した事例のうち被害児童又は加害児童のいずれかを一時保護したのは 38.6%、さらにその約半数が入所に至っており、介入・保護の必要性の高さが伺われた。

性的虐待も家庭内性暴力の問題もまだ潜在的にあると思われ、性的虐待を含む家庭内性暴力の問題として、対応力を磨いていく必要がある。

## （２）性的虐待相談対応について

### 1) ガイドラインの活用状況および独自のガイドラインやマニュアルについて

「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」は約 8 割の児童相談所で活用されていた。一方、性的虐待相談に係る独自のガイドラインを「作成／ある程度作成」しているところは 19.7%で、このことは「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」を活用しているために、独自のガイドラインは作成していないとの状況を反映していることも考えられるが、詳細は次年度に分析を行う。

非加害保護者支援に係る独自のガイドラインやマニュアル作成については、「作成／ある程度作成」を合わせて 15.6%であった。「あまり作成していない／作成していない」と回答した児童相談所にその必要度を尋ねたところ、「必要 49.3%／ある程度必要 43.7%」とそのニーズが高い状況が明らかになった。

また、保護者に関するアセスメント指標については、活用しているのは 4 割であった（但し、この場合、性的虐待対応に特化したアセスメント指標はまだなく、一般的な虐待のリスクアセスメント指標と思われる）。

以上から、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」は、対応件数の多寡にかかわらず、一定の道しるべの役割を果たしていると考えられる。一方、個々の自治体の実状に即した独自の対応ガイドラインやマニュアルについては、対応経験の蓄積やそれに伴うニーズがあり構築されていくものと考えられる。ことに非加害保護者支援に係るガイドラインについては、一定の対応経験のあるところの蓄積から必要項目を抽出・選定し、国内外の文献等も参考にしながら作成していくことが現実的な方策と考えられる。

### 2) 一時保護について

一時保護の実施タイミングとして、96%の児童相談所が「初期調査後、児童の安全確保が必要と判断した時」を選択している。しかしこの質問項目は、他に「子どもが保護を求めた時」、「その他」の 3 選択しか提示できておらず、また、子どもが自ら保護を求めることはなかなか少ないことを鑑みると、これしか回答の選択がないともいえ、一般的な対応ルールとみなしている、ということの表れと考えられる。

実際には、9 割近くが、一時保護の困難な状況があると受け止めており（よくある 35.8%、ある程度ある 51.1%）、その理由として、確証が持てない（41.1%）、家族の抵抗・拒否（49%）よりも、子どもの抵抗・拒否が 86.1%と最も大きく、子どもの抵抗・拒否にどう対処するかで難渋している状況が伺える。

虐待事実の確証があれば、子どもや家族の抵抗・拒否がある場合でも、安全確保をはかる動きとなるが、確証がないことに加えて子どもの抵抗があると、踏み込んだ対応に躊躇してしまうものと思われる。その際、抵抗・拒否する子どもについては、年齢などによっても心の動きは違うと思われる、より丁寧に対応を考えていく必要がある。

## 2. 非加害保護者を中心とした家族への対応と支援について

### (1) 初期対応時点における虐待者及び非加害保護者への対応

#### 1) 虐待者との面接

虐待者と常に面接しているのは45.7%との結果で、このことは初期対応時に虐待者に介入・告知することが難しい状況を反映していると考えられ、他の虐待に比べ、大きな特徴と考えられる。

虐待者との面接は、事実確認と、一定の警告の意義があると思われるが、子どもが在宅のまま（一時保護をしない中で）虐待者に面接することは口止めなどの何らかの事実隠ぺいや攻撃につながることもあり、そのリスクをふまえ慎重に判断する必要があること等も、虐待者との面接率の低さに関係しているとも考えられる。しかしこのことは、ケースマネジメント上の課題として分析を深める必要がある。

#### 2) 初期対応時の非加害保護者との面接

① 初期対応時の非加害保護者との面接は、概ね行われており（常に面接 86.7%、時々面接 11.6%）、また、虐待者と分離した個別面接の実施率も高い（実施 92.5%）。

② しかし、その面接内容については下記に示すように、虐待事実への対応についてはまだ扱いやすいが、非加害保護者自身の心身の状態や被害体験について（とりわけ、DV被害や被虐待歴より、性暴力や性的虐待被害歴）は、初期対応の中では聞き取りにくい状況となっている。

虐待発覚の受け止め 96% 虐待者の今後の行動 94.2% 虐待発覚後、どのように対応したか 93.6%	>	心身の状況 80.9% 被害状況・被害体験 78.6%
DV被害の状況 91% DV被害歴 80% 被虐待歴 65%	>	性暴力被害歴 40.4% 性的虐待被害歴 36.8%

③ 非加害保護者自身の成育歴や被虐待歴を聞くのは、「必ず聞く 36%、関係ができた時 53%、語る時 9%」と、関係ができた時が最も多い。

介入的な初期対応の面接の中では、子どもの安全を守るために、事実確認や一時保護をめぐるのやりとり等、現実的な対応を話し合うことが必要となる。またその場合、非加害保護者との関係は対立関係であったり、十分関係ができていないことが多い。

しかし子どもの安全を守るためには、非加害保護者自身がどのように問題状況を受け止めているかを確認し、性的虐待が起こった背景に何があるのかを整理していく過程が重要な意味を持っている。被害が発覚した時の非加害保護者の子どもへの反応を理解するためにも、保護者自身の成育歴や被害体験を把握することは重要である。そのため、どのように非加害保護者が自身の問題に目を向けられるようにしていくか、非加害保護者の葛藤や不安に光を当てることができるかが児童相談所にとって大きな課題である。

④ 非加害保護者への面接対応に関する児童相談所内における蓄積状況は、約3割の児童相談所が「ツールとしてまとめている / まとめていないが共有している」と回答している。ガイドライン作成にあたって、これらの児童相談所への聞き取りと意見交流を行うことで、より実効性の高いガイドラインに近づくことが期待される。

⑤ 性的虐待の背景にDVがある可能性については、9割がアセスメントや対応時に、背景にある



可能性を意識しており、DVの問題理解が定着してきていることが伺える。

## (2) 非加害保護者を中心とした家族への対応や支援

### 1) 家族への対応状況

家族への対応状況として、非加害保護者への支援・指導は94%と大部分の児童相談で実施されている。ついで、虐待者への指導(79%)、被害児童のきょうだいへの支援(67.6%)、拡大家族への支援(31.8%)となっており、約7割弱の児童相談所できょうだいへの支援が行われているという現状が浮かび上がった。他の虐待の場合と比較するデータがないので、実態に基づいた分析は行えないが、きょうだいへの支援の必要性が一定認識され行われている現状がみられる。その内容は今回把握できないが、現実的な支援課題として、きょうだいの年齢等による工夫もいることから、ガイドライン項目として整理していく必要がある。

また虐待者に関しては、初期対応時に面接しているのは半数という回答があるが、指導に関して79%と高い数値であり、実際の関わりについて把握することが必要で、その場合、この部分は児童相談所での支援のあり方に関する研究班との協働が必要である。

### 2) 非加害保護者に対する継続支援の取り組み

① 8割の児童相談所が何らかの形で取り組んでおり(殆どの事例22%、可能なものはできるだけ55.5%)、取り組めていなくても必要性を感じている現状がある。

② その内容として、「継続的ケースワーク(問題整理、生活状況の把握、面会調整等のケースマネジメント)」を大半の児相が上げ(86.7%)、次いで「被害児童との関係調整」、「女性・DV相談のための専門機関の紹介」、と、ケースワーク的アプローチを中心に生活の安定を支援しながら、「被害児童との関係調整」をはかろうとの取り組みが伺える。

非加害保護者自身への支援としては、心身のケアのための専門機関の紹介は45.7%、心理的な回復支援が20.8%の児童相談所で行われている。心理的支援の内容は、今回の調査では把握できないが、次年度の調査で把握することで、ガイドライン作成の参考になると思われる。また、その他として具体的に示された「被害児童が同様の被害にあわないようにするために立てられたプランの検証」「加害保護者を擁護した非加害保護者に虐待防止プログラム」等、プログラムを実施しているところもあり、参考となると思われる。

### 3) 非加害保護者との面接で扱う内容

面接で扱う内容として、調査では12項目設定して回答を求めた。ここではそれらの項目を次のように4群に大別して検討をおこなった。

#### <虐待事実の直面化・問題整理>

- ・虐待事実の直面化
- ・虐待が何故起こったかを考えること
- ・虐待者との関係を見直すこと
- ・虐待者との対決を考えること

#### <親として家族を守ること>

- ・被害児童以外のきょうだいを情緒的にサポートする大切さ
- ・被害児童以外のきょうだいの被害を防ぐために必要なことを具体的に考えること

#### <非加害保護者自身への治療的かわり>

- ・非加害保護者自身の気持ち・傷つき等の受け止め
- ・非加害保護者自身の生活歴・被害状況・被害体験

- ・非加害保護者自身の心身のケアの大切さ
- ・被害児童に対する気持ち（※重複）

#### <被害児童への理解と支援>

- ・被害児童が受けた心身の影響等状態の理解
- ・被害児童に対する気持ち（※重複）
- ・被害児童を守るために必要なことを具体的に考えること

#### ①子どもを守る姿勢がある場合

12項目のどの項目も概ね必要と判断し、実際に面接で扱っている項目は、多少ばらつきはあるものの、「親」としての行動や心理的な側面に係る項目である。

また、面接で扱うのが難しいと考えられているのは、4群それぞれの中でも、より突っ込んだ内容で、非加害保護者自身の内面を見つめ主体的に動いていかなければいけない項目であった。

#### ②虐待を認めず、守る姿勢が不十分な場合

面接で扱うのが困難な項目として挙げられているのが、虐待事実の直面化・問題整理の群で、ここでまず大きく引っかかり、被害児童や家族を守るところにまでなかなか至らない現状がみられた。

これらの分析を踏まえて、子どもへの支援をどのように行っていくか、それぞれの場合に即したガイドラインの整理が必要となる。

#### 4) 非加害保護者に対する支援が困難な理由

「虐待者との関係を継続している」(83.6%)、「児相への拒否が強く関わり困難」(78%)が突出していた。虐待の問題を解決することへの抵抗・拒否が強く、スタートラインに立っていない状況があり、この場合、子どもと保護者へどのように支援を進めていくか、大きな課題である。

### 3. 初期対応後の支援と機関連携

#### (1) 被害児童が施設入所した場合の支援

##### 1) 施設との情報共有

施設との情報共有は概ね果たせており、性的虐待の難しさがあるだけに、児相と施設で連携する必要性を感じている表れと考えられる。

2) 施設入所後の児童相談所による被害児童へのかかわりは、子どもの年齢や、家族の状況によって違うと思われるが、「家族状況を、何時、どのように」伝えているかに焦点をあてて質問した。

① 被害児童への家族状況について説明の時期は、「家族の状況に変化がみられた時に説明」を選んでいるのが半数以上で、子どもが家族の問題に向き合える一つのタイミングと捉えているものと思われる。

② 家族状況について説明が困難な状況は、子どもが家族を拒否 61% 家族が子どもを拒否 46% 虐待者が家族と同居 35.6% と、「子どもが家族を拒否している場合」が、説明が困難と捉えている児童相談所が多い。家族が、子どもの信頼に足る存在、安心感に至らない中では、子どもと家族の関係が回復できず、(虐待者がすでに家にいない状況であったとしても)家族のことに子どもが気持ちを向けることが難しいと考えられる。この場合、入所に至り、家族に対して複雑な気持ち(見捨てられ感や自責感、家族への思慕、守ってもらえなかったという不信感や怒り、あきらめ等)を抱いている子どもと、家族(非加害保護者など)の関係回復、信頼回復をど

うはかるか、誰にどう働きかけていくかが大きな課題である。非加害保護者自身の課題を子どもなりに気付いていることも少なくなく、非加害保護者への支援、その取り組みの蓄積が大切である。

また、家族が子どもを拒否、というのも46%あり、さらに虐待者が家族と同居しているというのも約3分の1みられる、家族における問題の未解決のままの状態は大きな課題である。

### 3) 面会を可能とする条件

非加害保護者が「虐待事実を認めている」(83.2%) ことが一番の前提条件で、次いで、「被害児童のせいではないと認識」し(78.0%)、「子どもの心身の影響を理解し」(72.8%)、虐待者との関係を絶っている(60.7%) ことが条件に上げられている。「なぜ被害児童を守れなかったかを考えている」ことは一番少なかった(50.3%)が、上記の条件ができて次に向かうことだからと思われる。

このように施設入所の子どもに関しては、上記の結果や施設班の結果も踏まえて総合的に分析し、子どもへの中長期的支援に関して、児童相談所および施設と協働で、一定の時期から計画的に進める必要があり、そのことをガイドラインに反映させる必要がある。

## (2) 被害児童や非加害保護者を中心とした家族に対する在宅支援

### 1) 在宅支援

- ① 初期対応はCW中心であるが心理司との協働も多いという結果である。子どもへの対応・支援には心理司が欠かせない。
- ② 一時保護、或は施設退所後の家庭引き取り後の支援は、保護者・家族にはCW中心で、子どもには心理司とCWが協働で支援している現状がある。その場合、支援期間は半年～2年未満が74.6%となっており、短期間は少なく、一定の期間フォローが続いていた。
- ③ 支援内容として中心的なものは、ひとつは安全な生活基盤の確保(生活状況の見守りや生活の維持や安定などソーシャルワーク的支援)であり、ついで非加害保護者には加えて被害児童の今後の問題への理解支援(75.1%)や被害児童の心身の状態の理解支援(69.1%)を働きかけている。さらに子どもには、被害児童に対する心理的な回復支援(76.3%)が行われている。

非加害保護者が、事態の整理をすることへの心理的支援(48%)、被害児童ときょうだいの関係調整を行うことへの支援(40.5%)、バウンダリーのある養育環境を整える支援(37%)も一定取り組まれておるが、半数には達していず、家族全体、また生活環境も視野にいれた取り組みが必要になると考える。

## 4. 性的虐待におけるDV相談との関連について

### (1) DVが背景にある場合の対応について

- 1) DVが背景にある性的虐待事例の割合(印象)は、3～5割(28%)を軸に、3割以下(28%) 5割以上(21%)、7割以上(13%)と拮抗している。(5割以上の方がやや多く、7割以上も少なくない)。性的虐待事案のアセスメント・対応時に、「背景にDVがある可能性を意識している」が90%と大半であったが、実際にケース対応の中で占める割合の実感(印象)とは少しギャップがある。
- 2) 性的虐待相談において、DVが背景にあり、パートナーと離別に至った事例経験についてみると、半数余りの児童相談所は離別事例の経験があるが、事例の割合では、パートナーと離別に至る事例は決して多くない。
- 3) DVが背景にある事例が離別という形には容易には至っていない状況の中、大多数の児童相談

所が性的虐待の対応にも難しさを感じている。具体的な対応困難な理由の主なものは以下のとおりであるが、いずれも、DVのパートナーとの関係が続いていることに起因する問題であった。

＜非加害保護者の状況として＞

- ・非加害保護者とパートナーとの関係解消（91%）
- ・非加害保護者が「被害児童を守る行動を実行に移す」ことに時間がかかる（72.1%）
- ・非加害保護者自身の気持ちの整理に時間がかかる（64.2%）

＜児童相談所の対応として＞

- ・加害者の影響下における「非加害保護者の子どもを守る力」のアセスメント（72.8%）
- ・非加害保護者を加害者と分離した接触・対応（64.6%）

4) 上記の難しさへの対応上の工夫が持っているのは約5分の1（29.5%）で、苦慮している様子が伺えるが、DV相談職員との面接設定や面接への同行、DVに係る資料を用意するなど取り組みの工夫もされている。

**（2）児童相談所とDVセンター（配偶者暴力相談支援センター）との連携状況**

上記の課題認識のもと児童相談所とDVセンターとの連携状況について質問した。

1) 児童相談所にDVセンターが併設されているのは20.3%（うち婦人相談所機能もつDVセンターは、11.6%）、約4分の3は、併設でなく、離れている場合はそれぞれの役割の相互理解、具体的な連携がより不可欠である。

2) 非加害保護者がDV被害者である場合の児童相談所の主な対応として、子どもを守る立場で、DVの問題にも焦点化したかわりがなされている。

3) 面前DV通告対応

この調査項目は、家庭の中でDVを目撃した子どもについて警察や家族、関係機関等から通告（心理的虐待）がなされたものについての調査のため、性的虐待も含まれていると考えられるが、特化したものではない。

① 面前DV通告対応で、「子どもの安全確認」については殆どの児童相談所が行っているが、「子どもとの面接」は、7割以上実施が38.7%と、必ずしも実施してはいない。

② DV被害保護者との面接は概ねなされているが、加害者に対しては、半数に止まる。

・DV被害保護者との面接：7割以上 72.3%、5～7割 12.1%、3～5割 8.1%、3割未満 4.5%

・DV加害者との面接：7割以上 20.2%、5～7割 26.0%、3～5割 26.0%、3割未満 24.3%

③ 面前DV通告対応におけるDV被害者である保護者へのDVセンターの紹介は、5割以上が49.2%、5割未満が45.6%、と拮抗しており、必ずしも行えているわけではない。

その理由は、DV被害者である保護者が、児童相談所やDVセンター等のかかわりを拒んだり、消極的で支援を求めている場合もあると思われるが、情報提供を行うことを基本であると意識していくこと、機関連携が進んでいく中で改善していくことが考えられる。

④ DVセンター職員との面接設定を実施しているのは、少ない（7割以上 0.6%、5～7割 3.5%、3～5割 10.4%、3割未満 79.8%）

⑤ DVセンターへの同行・同席面接も86.7%が3割以下であるが、つなげている児童相談所も僅